

日立市立滑川中学校手をつなぐ親の会 会則

第1条（名称）本会は滑川中学校手をつなぐ親の会と称する。

第2条（事務所）本会は事務所を日立市立滑川中学校におく。

第3条（目的）本会は滑川中学校の特別な教育的支援を必要とする生徒を守りその福祉を増進することを目的とする。

第4条（事業）本会は第3条の目的達成のために下記の事業を行う。

- 1 特別な教育的支援を必要とする生徒のための育成に役立つ啓発
- 2 特別な教育的支援を必要とする生徒のための指導ならびに経済的措置
- 3 会員相互の研修と親睦
- 4 その他必要な活動

第5条（会員）本会は次の会員をもって構成する。

- 1 正会員は滑川中学校の保護者
- 2 賛助会員は本会の趣旨に賛同する個人または団体

第6条（役員）本会は次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名
幹事 若干名 会計 1名

第7条（会議）本会は次の会議をもつ。

総会，臨時総会

第8条（財政）本会の活動に必要な経費は会費，寄付金及びその他の収入による。会員の会費は月額20円とする。

- 付 則
- 1 本会則は昭和55年5月17日より実施する。
 - 2 昭和63年4月16日より一部改正する。
 - 3 平成29年4月15日より一部改正する。
 - 4 平成30年4月14日より一部改正する。